

住宅改造費助成事業（特別型）のご案内

高齢者等の方が住みなれた家で、自立した生活を送れるよう住宅改造の費用を助成します。

制 度 概 要					
対象世帯		次の対象者を含む世帯 ・ 介護保険制度の要支援・要介護の認定を受けている方 ・ 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方 ※昭和56年5月以前に建築された家屋の場合は、耐震診断の受診が必要			
対象工事 (※1)		対象者の身体状況に合わせて行う住宅改造で、 日常生活を維持するのに必要と認める範囲の既存住宅の改造			
所得制限		所得税課税世帯については、 生計中心者(※2)の前年所得が6,000,000円以下			
助成対象限度額		100万円－(介護保険給付費20万円×介護認定者数(※3)) (※4)			
助成額の算定		「助成対象限度額と助成対象経費(※5)の低い方の金額」×助成率 ※耐震診断の受診が必要な場合は、受診費用の一部を助成			
助成率 (※6)			住宅改造費 の助成率	耐震診断の助成額	
				木造の場合	非木造の場合
	(1)	生活保護世帯	3/3	3,150円	6,350円
	(2)	市民税非課税世帯	9/10	3,000円	6,000円
	(3)	市民税均等割課税世帯	9/10	3,000円	6,000円
	(4)	市民税所得割課税世帯	2/3	2,000円	4,000円
	(5)	所得税課税世帯 (所得税額 70,000円以下)	1/2	2,000円	4,000円
	(6)	所得税課税世帯 (所得税額 70,001円以上)	1/3	1,000円	2,000円
増改築等		対象者を介護する上で居住面積が明らかに不足する場合に行う増改築や、対象者本人が使うミニキッチンの設置についても、助成できる場合があります。 増改築等の助成を単独で申請することはできません。 助成額 ＝ 増改築等の助成対象経費（10㎡×15万円上限）×1/3			
(問合せ先) ○介護認定を受けた方：介護保険課 ☎079(221)2449 ○障害者 ：障害福祉課 ☎079(221)2305					

※1 「対象工事」

- (1) 日常生活を維持するために必要と認められる、最小限の既存住宅の改造工事が対象になります。

新築・建替・大規模な改築工事、老朽・破損箇所の修繕工事は対象になりません。

- (2) 踏台やスロープの設置については、取付金具・ビス等で固定することが必要です。

市が助成対象と認定した場合でも、完了時に固定されていない場合は助成対象外になり、予定の給付金・助成金を減額しますのでご注意ください。

- (3) 事前の申請書と訪問調査を経て審査し、対象工事と助成額を決定のうえ通知します。

工事は必ず助成決定の通知後に着工ください。通知前に着工した工事は、助成対象外になります。

原則、着工後の追加工事も助成対象外になります。

※2 「生計中心者」

生計中心者とは、同一生計の人のうち最も収入額の多い人を指します。

住民票上は世帯分離をして別世帯であっても、実質的に同一家屋・住所で生活をしている人は同一生計とみなします。

また、別居であっても、所得税又は住民税の申告において助成対象者等を扶養控除対象としている納税者は、同一生計とみなします。

※3 「介護認定者数」

「同一世帯の要支援・要介護認定者の人数」は、申請時点の世帯構成員の中に、介護（予防）住宅改修費の支給歴がある者がいる時は、要介護認定の有効期間が終了し認定がない場合であっても、認定者数に含めるものとします。

※4 「介護保険制度等からの給付」

特別型は、介護保険制度等の住宅改修の給付を初めて受ける場合で、かつ、同時利用することが条件です。その際、介護保険制度等による住宅改修費の給付制度を優先して利用していただきます。

なお、介護の重度化等により、再度給付できる場合があります。

※5 「助成対象経費」

訪問調査により、助成対象になる箇所と工事内容を確認したうえで、工事内容毎に助成する経費を査定して積算します。査定額は見積り通りとは限りません。

※6 「助成率」

助成率は、同一生計の人の市民税・所得税の課税状況で判断します。同一生計の考え方は、※2と同様です。

所得税課税世帯においては、最も多く所得税が課税されている人の税額で判断します。